

情報

生命・財産を守るために
建築物などの耐震化の検討を

地震による災害を防止し、生命や財産を保護するための対策を市は支援しています。補助を受けるためには事前に申請が必要です。ご注意ください。
問合せ 建築住宅課 ☎ 983・2644

木造住宅の耐震補強支援

現在の基準と比較すると耐震性が低い木造住宅は特に耐震化が必要です。

■補助対象 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（一戸建て、長屋、共同住宅）

事業の流れ	補助金の額
わが家の専門家診断 ※診断無料	なし
既存建築物耐震診断	診断に要する経費と154,000円（「わが家の専門家診断事業」を実施した場合は144,000円）、いずれか少ない額
木造住宅耐震補強助成	当該事業に要する経費と50万円（高齢者等世帯【注1】は70万円）を比較し、いずれか少ない額【注2】

【注1】65歳以上の人のみが居住する世帯、または身体障害程度等級が1級あるいは2級である人が居住する世帯など

【注2】耐震補強のPRを行う場合は当該事業に要する経費と80万円（高齢者等世帯は100万円）、いずれか少ない額

木造住宅補強計画策定事業

昭和56年5月31日以前に着工され、高齢者等世帯が所有および居住する木造住宅を対象に、耐震診断から耐震補強計画を一連の業務とし、無料で行います。

木造住宅除却助成事業

木造住宅（耐震診断の結果、評点が0.3未満で、特定行政庁から地震対策工事の勧告などを受けたものに限る）を対象に、その全部を除去する工事に要する費用の一部を補助。

■補助金の額 1棟につき、経費に100分の23を乗じて得た額。30万円を上限とする。

ブロック塀等耐震改修促進事業

撤去事業として道路に面するブロック塀、石塀などの撤去費用の一部を補助。また、改善事業として地域防災計画で設定されている緊急輸送路、避難路または避難地等に面するブロック塀などを安全なものに改善する経費の一部を補助。

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
撤去事業	撤去費用と、撤去対象1m当たり9,000円を乗じて得た額の、いずれか少ない額【※1】	【※1】の1/2以内	1敷地 18万円
改善事業	改善費用と、撤去対象1m当たり38,400円を乗じて得た額の、いずれか少ない額【※2】	【※2】の1/2以内	1敷地 25万円

三島市耐震シェルター整備事業

地震発生時における住宅の倒壊などによる人的被害の軽減を図るため、自ら居住する木造住宅に耐震シェルターを設置される方へ、その費用の一部を助成します。

■補助対象者 高齢者等居住住宅の1階部分に新たに耐震シェルターを設置する人

■補助要件

- ①昭和56年5月31日以前に建築（着工）された、2階建て以下の木造住宅（長屋、共同住宅を除く）
- ②わが家の専門家診断事業または既存建築物耐震診断事業による耐震診断の結果、住宅の耐震評点が1.0未満と診断された住宅
- ③木造住宅耐震補強助成事業を実施していない住宅
- ④申請者自ら居住する住宅
- ⑤65歳以上の人のみが居住する住宅または身体障害程度等級が1級または2級である人が居住する住宅

■補助対象経費 耐震シェルターの設置に要する経費（本体の購入費、運搬費、設置費）

■補助金の額 耐震シェルターの設置に要する費用の2分の1以内。125,000円を上限とする。

情報

売却する住宅の
無料診断を実施



中古住宅の流通を促進させるため、売却する住宅を対象に、市が無料で専門家を派遣し、住宅の劣化などを診断（インスペクション）します。

診断した物件は市ホームページ内の「三島市中古住宅情報サイト」に掲載し、流通を促進します。

※市内にある、売却する住宅（宅地建物取引業者と専任媒介契約を交わした住宅）

調査項目例：シロアリなどの被害状況、腐朽・腐食や建物の傾斜状況、躯体のひび割れ・欠損、雨漏りや漏水、給排水管の漏れや詰まりなど

※申請に必要な書類などはお問い合わせください。

予算が無くなり次第受付終了。

問建築住宅課 三島住まい推進室 ☎ 983・2750



情報

もっと素敵な住まいに！
リフォーム費用補助

①県外から移住する若い世帯が行うリフォーム

※県外から移住し、夫婦いずれかが40歳未満または配偶者がおらず40歳未満で中学生以下の子と同居している人

助成額 リフォームに要する経費の20%（上限20万円）

②子育て世帯が行うリフォーム

※中学生以下の子と同居する世帯 ※市内在住者可

助成額 リフォームに要する経費の30%（上限30万円）

③耐震化附带リフォーム

※耐震補強工事と併せて行うリフォーム工事

※市内在住者可

助成額 リフォームに要する経費の15%（上限15万円）

注▶①②③は併用可▶③のみの場合市内施工業者に限り工事着手前および工事請負契約前に申請が必要▶予算が無くなり次第受付終了

問建築住宅課 三島住まい推進室 ☎ 983・2750

情報

企業が社会的責任として実施する活動
CSRをご存じですか？

CSR活動とは

「Corporate Social Responsibility」の略で、一般的に「企業の社会的責任」と訳されます。企業が行う環境への配慮や、まちづくりに対する協力、地域への貢献などがこれにあたります。

三島市の取り組み

市では、企業に対する「CSR認証制度」を実施します。認証を受けた企業の社会的信用を高めるとともに、企業、市民、行政が協働した地域振興を図ります。

「人づくり」「まちづくり」「環境」などの社会貢献活動、労務管理やコンプライアンス遵守など、企業経営の健全性の向上に積極的に取り組む市内企業を認証することにより、企業のさまざまな分野での活動を支援、推奨していきます。

問商工観光課 ☎ 983・2655

CSR活動を頑張る企業を紹介

三島商工会議所の「社会貢献認定企業」に登録され、CSR活動を積極的に取り組んでいる企業を紹介します。



■(株)鈴木工務店

静岡県赤十字血液センターと連携し、社員や関係企業に、献血への協力を呼び掛けています。



■(株)MYコミュニケーションズ

約80mの花壇を管理し、道行く人々に心地よい環境を創出しています。